

札幌市プール施設指導要綱

令和8年3月26日

保健福祉局医務・保健衛生担当局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、保健所長が市内においてプール施設を開設する者に求める必要な事項を定めることにより、施設の衛生保持及び利用者の安全確保を図ることをもって、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プール 多人数に遊泳させることを目的として設置された貯水槽をいう。
- (2) プール施設 設置するプールの容量の総量が 50 m³以上の施設をいう。ただし、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 6 条、第 26 条及び第 32 条、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号（以下「認定こども園法」という。））第 27 条に基づいて管理される、以下のプール施設を除く。
 - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において専ら当該学校の幼児、児童、生徒を対象として設置されるもの。
 - イ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校において専ら当該専修学校の学生を対象として設置されるもの。
 - ウ 認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園において専ら当該園の園児を対象として設置されるもの。
- (3) 採暖槽等 採暖槽、気泡浴槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備をいう。
- (4) 小規模プール施設 プールを備える施設のうち、設置するプールの容量の総量が 50 m³未満の施設をいう。

(開設の届出)

第3条 プール施設を開設しようとする者は、次に掲げる事項について、プール施設開設届（様式 1）によりあらかじめ保健所長に届け出ること。

- (1) 開設者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、事務所所在地、代表者の肩書、代表者の氏名）
- (2) プール施設の名称
- (3) プール施設の所在地
- (4) プール施設の開設期間
- (5) 管理責任者の氏名

2 前項の届け出をするにあたっては、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 構造設備の概要（様式2）
- (2) 付近見取図
- (3) 施設平面図
- (4) プールの断面・平面詳細図
- (5) 採暖槽等の断面・平面詳細図
- (6) 給水及び排水設備の系統図
- (7) 排水口及び循環水の取入口（排（環）水口）の詳細図（断面図）
- (8) その他保健所長が必要と認める書類

3 保健所長は、第1項の規定により提出された書類及び施設の検査の結果、別表1に定める構造設備基準に適合していることを確認したときは、プール施設の開設者に確認証（様式3）を交付するものとする。

（変更等の届出）

第4条 プール施設の開設者は、前条第1項の規定による届出事項に変更を生じたときは、プール施設変更届（様式4）をすみやかに保健所長に届け出ること。この場合において、届出書には、届出内容に応じて前条第2項に規定する書類を提示すること。

2 プール施設の開設者は、前条第1項の規定により設置したプール施設を廃止したときは、プール施設廃止届（様式5）をすみやかに保健所長に届け出ること。この場合において、届出書には、確認証を添付すること。

3 プール施設の開設者が当該事業を譲渡し、又は当該届出をした開設者について相続、合併若しくは分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、当該営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定した時は、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした開設者の地位を承継するものとする。

4 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、プール施設承継届（様式6）を保健所長に届け出ること。

（プール構造設備基準）

第5条 保健所長は、プール施設を設置しようとする者に、別表1に定めるプール構造設備基準に適合するプール施設とするよう求めるものとする。

2 保健所長は、既に設置しているプール施設が、前項に規定する構造設備基準に適合しないときは、プール施設の開設者に対してその改善を求めるものとする。

（プール水質基準）

第6条 保健所長は、プール施設の開設者に、別表2に定めるプール水質基準に適合するように指導するものとする。

（プール維持管理基準）

第7条 保健所長は、プール施設の開設者に対して、別表3に定めるプール維持管理基準に基づきプール施設の維持管理を行うよう求めるものとする。

(立入検査等)

第8条 保健所長は、必要があると認めるときは、開設者の同意を得て、職員を当該プール施設に立ち入らせ、この要綱に定める基準の遵守状況を検査させるものとする。

2 保健所長は、必要があると認めるときは、開設者の同意を得て、職員を当該プール施設に立ち入らせ、プール水の水質検査を行わせるものとする。

3 保健所長は、立入検査の結果必要があると認めるときは、プール施設の開設者に対し改善及びその報告を求めるものとする。

(定期報告)

第9条 プール施設の開設者は、当年4月から翌年3月までの間に水質検査を実施したもののについて、検査機関が発行する検査結果書の写しを添えて、プール施設定期報告書(様式7)により、保健所長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告書の提出期限は、翌年の5月末日までとする。

(小規模プール施設の管理)

第10条 保健所長は、小規模プール施設の設置者に対して、当該施設の衛生及び遊泳者の安全確保にあつては、プール構造設備基準、プール水質基準及びプール維持管理基準に準じるよう求めるものとする。

附 則 (令和8年4月1日)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日以前にプール指導要領(昭和55年7月24日厚生局長決裁)に基づき届け出されたプールについては、この要綱の施行をもってこの要綱に基づき取り扱うこととする。

第3条 従前の通知書の交付を受けた者が、この要綱に基づく確認証への交換を希望する場合は、交換に応じることとする。

第4条 この要綱の第4条第3項の規定は、施行日前に事業の譲渡、合併又は分割があった場合における当該事業を承継した者については、適用しない。

様式 1

プ ー ル 施 設 開 設 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

開設者 住 所
氏 名
連絡先

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

下記のとおりプール施設を開設したいので届け出ます。

記

1 プール施設の名称

2 プール施設の所在地

3 開設期間

オールシーズン用

シーズン用 (月 日から 月 日まで)

4 管理責任者の氏名

(添付書類)

1. 構造設備の概要 (様式 2)
2. 付近見取図
3. 施設平面図
4. プールの断面・平面詳細図
5. 採暖槽等の断面・平面詳細図
6. 給水及び排水設備の系統図
7. 排水口及び循環水の取入口 (排 (環) 水口) の詳細図 (断面図)
8. その他保健所長が必要と認める書類

様式 2

構造設備の概要

定員 人 (男: 人・女: 人) 種類 屋内 ・ 屋外

プール設備 (採暖槽等を含む)

| プ ー ル (採 暖 槽 等) | 名称 | | 規模 | | 容積 | 材質 | オーバーフロー 水の排水※ | 水深の 表示 | 換水 方式 |
|---|--------------|-----|------------------------|----|------------------------------------|----------------|------------------|------------------|------------|
| | 縦 | 横 | m | m | | | | | |
| 1 | 縦 | m | 最浅 | m | m ³ | | 可・不可 | 箇所 | 入替式 循環式 |
| | 横 | m | 最深 | m | | | | | |
| 2 | 縦 | m | 最浅 | m | m ³ | | 可・不可 | 箇所 | 入替式 循環式 |
| | 横 | m | 最深 | m | | | | | |
| 3 | 縦 | m | 最浅 | m | m ³ | | 可・不可 | 箇所 | 入替式 循環式 |
| | 横 | m | 最深 | m | | | | | |
| 4 | 縦 | m | 最浅 | m | m ³ | | 可・不可 | 箇所 | 入替式 循環式 |
| | 横 | m | 最深 | m | | | | | |
| プールサイド 及び通路 | | 床材 | 排水設備 | | 排水溝・排水口 | | 柵等の区画※ | | 有・無 |
| | | 勾配 | 排水口の数 | | 箇所 | | 飲食スペース※ | | 有・無 |
| 給水設備 | | 使用水 | 市水・井水・温泉水 その他 () | | 給水設備と飲用系統は同系統か 逆流防止措置 (「同じ」の場合) | | | 同じ・異なる | |
| 循 環 ろ 過 装 置 | 系統名 | | ろ材 | 能力 | ろ過槽出口 検査用設備 | 量水器 | 回収水の 再利用※ | その他 消毒※ | |
| | 1 | 系統 | 循環水量 m ³ /h | | 採水栓 測定装置 | □補給水用 □循環水用 | する しない | オゾン 紫外線 無し | |
| | | | 循環回数 回/日 | | | | | | |
| | | | 稼働時間 h | | | | | | |
| | 2 | 系統 | 循環水量 m ³ /h | | 採水栓 測定装置 | □補給水用 □循環水用 | する しない | オゾン 紫外線 無し | |
| | | | 循環回数 回/日 | | | | | | |
| | | | 稼働時間 h | | | | | | |
| | 3 | 系統 | 循環水量 m ³ /h | | 採水栓 測定装置 | □補給水用 □循環水用 | する しない | オゾン 紫外線 無し | |
| | | | 循環回数 回/日 | | | | | | |
| | | | 稼働時間 h | | | | | | |
| | 4 | 系統 | 循環水量 m ³ /h | | 採水栓 測定装置 | □補給水用 □循環水用 | する しない | オゾン 紫外線 無し | |
| | | | 循環回数 回/日 | | | | | | |
| 稼働時間 h | | | | | | | | | |
| 消毒設備 | 自動注入・その他 () | | | | 消毒剤成分名 | | | | |

付帯設備

| | | | | | | |
|----------|------------------------|----------------|---------|-------|---------|--------|
| 監視設備 | 監視所・監視台 (台) ・その他 () | | 救護室※ | 有・無 | 放送設備※ | 有・無 |
| 救命具 | うきわ・担架・AED・その他 () | | 緊急時連絡手段 | | | |
| 更衣室 | 男性用 | ロッカー 個・その他 () | 便所 | 男性用 | 大 個・小 個 | 手洗器 個 |
| | 女性用 | ロッカー 個・その他 () | | 女性用 | 個・手洗器 個 | |
| | 多目的 | ロッカー 個・その他 () | | 多目的 | 個・手洗器 個 | |
| 洗浄用シャワー | 通過式・その他 () | | うがい設備 | 箇所 | 洗浄設備等 | 市水 |
| 上がり用シャワー | | | 洗面設備※ | 箇所 | に使用する | その他 |
| 換気設備 | 機械換気・その他 () | | 洗顔設備※ | 箇所 | 飲用水 | () |
| 消毒剤等保管設備 | 場所 | | 危害防止措置 | 施設設備※ | 有・無 | くずかご 個 |

その他設備

| | | | | | |
|------|------------|------|-----|-------|----------|
| 採暖室※ | 有 (室) ・無 | 観覧席※ | 有・無 | 遊戯設備※ | 有 () ・無 |
|------|------------|------|-----|-------|----------|

※は設置が必須ではない構造設備の項目等

様式 3

プール施設確認証



第 号

名 称

所 在 地

種 別 オールシーズン用 ・ シーズン用 (月 日 から 月 日)

開設者氏名

上記の施設は札幌市プール施設指導要綱に規定するプール構造設備基準に適合していることを確認する。

年 月 日

札幌市保健所長 印

様式 4

プ ー ル 施 設 変 更 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所
氏 名
連絡先

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 プール施設の名称
- 2 プール施設の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更年月日
- 5 変更理由

(添付書類)

変更事項がプール施設の構造設備に係る場合は、構造設備の概要を示す書類及び図面。

様式 5

プ ー ル 施 設 廃 止 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

下記のとおりプール施設を廃止したので届け出ます。

記

1 プール施設の名称

2 プール施設の所在地

3 廃止年月日

(添付書類)

プール施設確認証

様式 6

プ ー ル 施 設 承 継 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所
氏 名
連絡先

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

下記のとおりプール施設の開設者の地位を承継したので、届け出ます。

記

1 プール施設の名称

2 プール施設の所在地

3 被承継者の住所及び氏名

4 承継理由

譲渡 相続 (被相続者との続柄)
合併 分割

5 承継年月日

(添付書類)

- ・譲渡による承継の場合 譲渡が行われたことを証する書類 (譲渡契約書等)、
(法人が承継する場合にあつては) 法人の履歴事項全部証明書
- ・相続による承継の場合 戸籍謄本の写し、(相続人が2人以上いる場合は) 相続同意証明書
- ・合併又は分割による承継の場合 地位を承継した法人の履歴事項全部証明書

様式 7

プ ー ル 施 設 定 期 報 告 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

管理責任者 氏 名

標記の件について、下記のとおり報告します。

記

- 1 プール施設の名称
- 2 プール施設の所在地
- 3 水質検査検体数 (下表のとおり)

(1) 毎月の検査^{※1}の回数等

| | プール等 (採暖槽等含む) の名称 | 採水箇所 | 検査回数 | 備考 |
|---|-------------------|------|------|----|
| 1 | | 箇所 | 回 | |
| 2 | | 箇所 | 回 | |
| 3 | | 箇所 | 回 | |
| 4 | | 箇所 | 回 | |
| 5 | | 箇所 | 回 | |

(2) 毎年の検査^{※2}の実施月

総トリハロメタンの検査月 : 月 備考 ()

レジオネラ属菌の検査月 : 月 備考 ()

- 4 水質検査結果 (別添のとおり)

※1 毎月の検査項目 : 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌

※2 毎年の検査項目 : 総トリハロメタン、レジオネラ属菌 (採暖槽等のみ)

別表 1

プ ー ル 構 造 設 備 基 準

札幌市プール施設指導要綱第5条第1項の規定によるプール構造設備基準は、次のとおりとする。

1 プール及びプール水の衛生保持に係る設備（プール設備）

(1) プール

- ア 不浸透性材料を用いること。
- イ 給排水及び清掃が容易にできること。
- ウ 周囲から汚水が流入しないこと。
- エ 浮遊物等を除去するための、オーバーフロー溝を設けること。
- オ エによりオーバーフローした水を再利用せず、排水できる構造とすることが望ましいこと。
- カ 利用者の見やすい場所に適当な数の水深表示を行なうこと。

(2) プールサイド及び通路等

- ア 十分な広さを有すること。
- イ 不浸透性材料を用いること。
- ウ 水に濡れた状態でも滑りにくい構造であること。
- エ 汚水や洗浄水を滞留させないための排水溝又は排水口を設けること。
- オ 排水溝又は排水口に向かって適当なこう配を設けること。
- カ 幼児用プールを含む複数のプールが設置されている場合等は、事故防止のため、幼児用プールの外周を必要に応じて柵等で区画区分することが望ましいこと。

(3) 給水設備

- ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。
- イ 常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

(4) 排水設備

- ア 利用者等の吸い込みを防止するため、排水口及び循環水の取入口（以下「排（環）水口」という。）には、堅固な格子鉄蓋や金網等を設けてネジ、ボルト等で固定させること。
- イ 排（環）水口の配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。
- ウ 排（環）水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすること。
- エ 排（環）水口の蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさ

とする等の措置を講じること。

オ 排水路を含め、周辺の生活環境に十分配慮した構造とすること。

(5) 機械室

施錠ができるなど、関係者以外の者が立ち入ることができない構造とすること。

(6) 浄化設備

ア 次に掲げる基準に適合する循環ろ過方式の浄化設備を設けること。

(ア) 1時間につきプールの水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理する能力を有すること。

(イ) 夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、1時間につき4分の1以上を処理する能力を有すること。

(ウ) 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下となること。(0.1度以下が望ましいこと。)

イ 循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

ウ 取水口等は、できるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。

(7) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として、塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとする。

イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

ウ プール水中の遊離残留塩素濃度(二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度)が均一になるように、注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。

エ オゾン又は紫外線を用いて消毒する場合であっても、必ず塩素消毒を併用すること。

オ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(8) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、回収水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

イ 唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該回収水の循環系統の浄化能力に特に配慮した専用の浄化設備を設けること。

(9) 適用除外

温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合は、(6)及び(7)の規定の一部を適用しなくても差し支えないこと。

2 プールに付帯する設備（付帯設備）

(1) 監視設備（監視所、監視台等）

ア 利用者の事故防止及び安全確保のため、プール施設の水域全体が見渡せる監視所、監視設備、又は適切な数の監視台を設けること。

イ 監視所には電話や緊急時の連絡先一覧表（2箇所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましいこと。

(2) 救護室、医務室

ア プール施設利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましいこと。

イ ベッド及び救急医療設備等を備えること。

ウ 床は耐水性とすること。

エ 換気を十分できるようにすること。

(3) 救命具

ア 適当な数の救命具、救急薬品等を緊急時に直ちに対処できるよう、適切な位置に備えること。

イ 自動体外式除細動器（AED）を、救護及び医療等のための適当な場所に配備することが望ましいこと。

(4) 放送設備

ア 施設の規模等に応じて、プール施設利用者に対する危険発生等を周知させるための放送設備を監視所等に併設して設置することが望ましいこと。

イ 監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましいこと。

(5) 更衣室

ア 男女を区別し、双方及び外部から見通せない構造とすること。

イ ロッカー等、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管する設備を設けること。

(6) 便所

ア 水洗式の構造とし、利用に適する場所に設けること。

イ 床は不浸透性材料を用いること。

ウ 専用の手洗いを設置すること。

(7) 洗浄設備

ア シャワー等の洗浄設備は、更衣室及び便所からプールに至る動線上等の利用しやすい場所に設けること。

イ 利用者が効果的に洗浄できるよう、通過式等の構造とすることが望ましいこと。

ウ 容易に排水できる構造とすること。

エ 洗浄設備で用いた水は、プール水として再利用することができない構造とすること。

(8) うがい設備並びに洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー

- ア 利用者が、うがいができ、唾液やたんを吐くための設備を設けること。
- イ 必要に応じて洗面及び洗眼できる設備を設けること。
- ウ 利用者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設置すること。
- エ ア～ウは、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、利用者の利用に便利な位置に設置すること。
- オ 飲用に適する水が供給されるものであること。

(9) 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールにあっては、プール水面及びプールサイドの床面で、100ルクス以上の明るさが保てる照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示及び付帯設備等が見えるようにする等プール内及びプールサイドの管理が十分でき、かつ利用者の事故防止及び安全確保のための監視に支障がない場合はこの限りでないこと。

(10) 換気設備

- ア 屋内プールにあっては、二酸化炭素の含有率を0.1%以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けること。
- イ 効果的な換気ができるよう、適切な位置に吸気の取入口及び排気口を設けること。

(11) 消毒剤等資材保管管理設備

- ア プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。
- イ 消毒剤等に起因する危害の発生を防止できる構造設備とすること。
- ウ 設備は施錠できることが望ましいこと。

(12) くずかご

更衣室、観覧席、休憩所等に、適当な数のくずかごを利用に適する場所に備えること。

(13) 掲示設備

利用者の注意事項（「別表3 4 利用者の管理 (1) 遊泳の制限、及び(2) 利用者に対する指示事項」）、プールの見取図、排(環)水口部を示す標識等を、利用者全員の目に付く場所に設置すること。

3 その他の設備

(1) 採暖室

「公衆浴場における衛生等管理要領」(平成15年2月14日付け健衛発第0214004号厚生労働省健康局長通知)に準じた衛生的な管理ができ、かつ、安全に使用できる構造設備であること。

(2) 採暖槽等

「公衆浴場における衛生等管理要領」(平成15年2月14日付け健衛発第0214004号厚生労働省健康局長通知)に準じた衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備であること。

(3) 遊技設備等

危険防止上適切な構造とし、安全な場所に配置すること。

(4) 観覧席

ア 観覧席への出入口は、遊泳者と区分し、観覧者専用とすること。

イ 観覧席とプールサイドとの間は、区画すること。

別表 2

プ ー ル 水 質 基 準

札幌市プール施設指導要綱第6条第1項の規定によるプール水質基準は、次のとおりとする。

1 水質基準

(1) プール水の水質

次の基準に常に適合するよう維持すること。

ア 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。

イ 濁度は、2度以下であること。

ウ 過マンガン酸カリウム消費量は、12 mg/L以下であること。

エ 消毒について

(ア) 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上であること。また、1.0 mg/L以下であることが望ましいこと。

(イ) 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1 mg/L以上0.4 mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2 mg/L以下であること。

オ 大腸菌は、検出されないこと。

カ 一般細菌は、200 CFU/mL以下であること。

キ 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2 mg/L以下が望ましいこと。

(2) 採暖槽等の水質基準

採暖槽等の水は前号に掲げる基準に適合するとともに、レジオネラ属菌が検出されない(10 CFU/100 mL未満)よう維持すること。

2 その他

(1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用するプール

1の(1)のア～キ(エの(イ)を除く。)に定める基準を適用すること。

(2) 温泉水を原水として利用するプール

ア 常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合には、1の(1)のエに定める基準は適用しなくても差し支えないこと。

イ 温泉水の性状によっては、1の(1)のオに定める基準以外の基準を適用しなくても差し支えないこと。

別表 3

プ ー ル 維 持 管 理 基 準

札幌市プール施設指導要綱第7条第1項の規定によるプール維持管理基準は、次のとおりとする。

1 管理責任者等の設置

プール施設の開設者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員（以下、「管理責任者等」という。）からなる管理体制を整えるとともに、業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ること。

なお、当該施設の規模等により、それぞれの役割を重複して担っても差し支えないこと。

(1) 管理責任者

ア プール施設における安全、かつ、衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。

イ 選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする事。

(2) 衛生管理者

ア プール施設の衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。

イ 選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする事。

(3) 監視員

ア プール施設利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う監視員を置くこと。

イ 選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とする事。

(4) 救護員

ア 施設内で傷病者が発生した場合に、応急救護にあたる救護員を置くこと。

イ 選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とする事。

2 プール水の管理

(1) 一般管理

- ア 常に消毒を行うこと。
- イ 遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度）がプール内で均一になるよう管理すること。
- ウ 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。
- エ 新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。
- オ プール水の温度は、原則として22℃以上とし、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。

(2) 換水

ア 入替え式プール

- (ア) 少なくとも5日に1回はプール水の全量を入れ替えること、
- (イ) 常に水質を把握し、その状況に応じプール水の入替えを行うこと。

イ 循環式プール

- 少なくとも1年に1回プール水の全量を入れ替えるよう努めること。

(3) 水質検査

ア 検査の頻度

- (ア) 遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度）については、2時間ごとに1回以上行うこと。
- (イ) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上行うこと。
- (ウ) 総トリハロメタンについては、毎年1回以上（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から10月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期）行うこと。
- (エ) 採暖槽等のレジオネラ属菌については、毎年1回以上行うこと。
- (オ) 利用者が多数である場合等汚染負荷量が多い場合は、水質検査の回数を適宜増やすこと。

イ 検査の方法

- (ア) 水素イオン濃度（pH）、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (イ) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方

法によること。

(ウ) 大腸菌の測定は、水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

ウ 試料採水地点

(ア) 矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20 cm及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。

(イ) その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とすること。

(ウ) 総トリハロメタンの水質検査に係る試料採水地点については、1箇所（循環ろ過装置の取入口付近を原則とする）としても差し支えないこと。

(4) 改善措置

水質検査の結果が、プール水質基準に定める水質基準に適合していない場合は速やかに保健所に報告するとともに下記の措置を講じること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4 mg/Lを下回った場合には、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4 mg/Lを下回った場合にはイの措置を講ずること。また、0.4 mg/L以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウ適用については、「遊離残留塩素濃度」を「二酸化塩素濃度」と、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4 mg/L」を「0.1 mg/L」と読み替えるものとする。

この場合において二酸化塩素濃度が0.4 mg/Lを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1.2 mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

オ 採暖槽等からレジオネラ属菌が検出された場合は、速やかに保健所に報告し、その指示に従うこと。

3 プール施設の維持管理

(1) プール

ア 入れ替え式プール

- (ア) 全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないように清掃すること。
- (イ) 藻の発生防止に努めること。

イ 循環式プール

- (ア) 随時、清掃及び設備の点検整備を行うこと。
- (イ) 1年に1回以上水を抜いた状態で清掃及び設備の点検整備を行うよう努めること。

ウ 一定期間使用するプール

使用開始前及び使用終了後に、十分な清掃、設備の点検及び整備を行うこと。

(2) プールサイド・更衣室等

プールサイド、更衣室、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日清掃するとともに、随時点検を行うこと。

(3) 排水設備

ア プール水、シャワー水等は公共下水道に排水すること。

イ 排(環)水口の蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、及び配管口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を触診、打診等により随時確認すること。

(4) 浄化設備

ア 原則として1日中運転すること。

イ ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。

ウ 運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。

エ 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

(5) 消毒設備

ア プールの使用時間中は運転すること。

イ 塩素剤等の量や注入装置の稼働状況を随時点検すること。

(6) 循環系統

ア 随時清掃し、常に清浄を保つこと。

イ 新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。

ウ オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

(7) 洗浄設備

シャワー水（上がり用シャワー水を含む。）等に用いる洗浄水については、利用

者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。

(8) 消毒剤・凝集剤等の管理

ア プールに使用する消毒剤、凝集剤、ろ剤等を適切に管理すること。

イ 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、薬剤の保管場所は明確に区分すること。

ウ 薬剤の保管容器は薬剤の名称を示す等の方法により薬剤の種類を容易に判別できるようにすること。

エ 使用する薬剤が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。

オ プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理すること。

カ 遊離残留塩素濃度等の測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。

(9) 採暖室

「公衆浴場における衛生等管理要領」(平成 15 年 2 月 14 日付け健衛発第 0214004 号厚生労働省健康局長通知)を参考として、適切に管理すること。

(10) 採暖槽等

「公衆浴場における衛生等管理要領」(平成 15 年 2 月 14 日付け健衛発第 0214004 号厚生労働省健康局長通知)を参考として、適切に管理すること。

(11) 換気設備の管理及び屋内プールにおける空気環境測定

ア 空気中の二酸化炭素の含有率が 0.15%を超えないよう換気設備の管理をすること。

イ 2 月以内ごとに 1 回、定期的に空気環境測定を行うこと。

ウ 空気中の二酸化炭素の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上 75 cm 以上、150 cm 以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。

なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な 2 時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

(12) その他（使用後の点検・管理）

利用時間終了後は、直ちにプール及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。

4 利用の管理

(1) 遊泳の制限

ア 利用者の安全を図るため、次に該当する者は、遊泳させないこと。

(ア) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者

(イ) 泥酔者

(ウ) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者

イ 単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。

(2) 利用者に対する指示事項

ア 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。

イ 採暖室の利用により発汗した場合、及び排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

ウ 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

エ 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。

オ 飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにすること。

(3) 掲示

必要に応じて、(1)及び(2)に定める事項について、利用者の見やすい位置に掲示を行うこと。

(4) その他

水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

5 その他

(1) プール水等の測定の記録

プールの使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。

(2) 水質検査結果等の公表

プール水の水質検査結果等について、利用者の見やすい位置に掲示する等して、広く公表することに努めること。

(3) 従事者の教育等

ア 塩素剤等薬剤の取扱いについて従業者に周知徹底すること。

イ 万一の事故に備えて従業者の訓練及び安全衛生教育を行うこと。

ウ 緊急時の連絡、搬送方法等を定めたマニュアルを作成するとともに、連携する医療機関を定めておくこと。

(4) 保健所への報告

ア プール施設に起因する疾病等が発生した場合は、直ちに保健所に報告し、その指示に従うこと。

イ 事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。

(5) 井水の管理

井水を飲料水、うがい設備並びに洗面設備、洗顔設備及び上がり用シャワー等に使用するときは、定期的に水質検査を行うこと。

(6) その他

水着その他直接肌に接するもので利用者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。

また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。